

公益財団法人 堤征二記念奨学財団

TSUTSUMI SEIJI MEMORIAL SCHOLARSHIP FOUNDATION

令和7年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人堤征二記念奨学財団（以下、本財団という）は、日本国籍を有し、学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な大学生に対して、奨学金を給与することにより、社会有為の人材を育成することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給を認めます。

3. 奨学生の応募資格 ※注意：令和7年4月入学の大学1年次生のみ応募可能です。

- (1) 埼玉県内の大学に在学する学生。
又は埼玉県内の高等学校を卒業し、県外の大学に在学する学生。
- (2) 日本国籍を有する学生。
- (3) 学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難と認められる学生。

4. 採用人員

25名（予定）

5. 奨学金の額と給与の方法

- (1) 給与金額 月額：8万円（年額：96万円）
- (2) 給与の期間 奨学生に採用したときから、その学生の在学する大学の正規の最短修業年限の終期までとします。最長4年間。
- (3) 給与の方法 奨学金は原則として、7月下旬及び12月下旬に各6ヶ月分をまとめて直接本人に給与します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します）

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- (1) 転学または退学したとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込がなくなったとき。
- (5) 奨学生の学業成績又は操行が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7. 手 続

- (1) 提出書類 ※注意：提出書類は一切返却しません。
 - ① 奨学生願書（本財団指定のものを使用し、保証人は原則として保護者とする）
 - ② 出身高等学校の調査書（発行日は高校在籍期間が終了した4月1日以降であること）
 - ③ 大学の在学証明書
 - ④ 保護者の所得を証明する書類（前年の「源泉徴収票」又は「確定申告書（控）」の写し、その他公的機関発行の所得を証明できる書類のうちいずれか1点）
- (2) 提出期限
令和7年5月9日（金）財団必着
- (3) 提出先（連絡先）
公益財団法人堤征二記念奨学財団 事務局長 直井 樹穂
〒335-0004 埼玉県蕨市中央4-24-26
TEL：080-5965-1180 / 048-441-2500
FAX：048-444-2900
メール：tsf@tsutsumi.co.jp

8. 奨学生の決定

- (1) 本財団の奨学生選考委員会の選考を経て、代表理事が奨学生を決定します。その結果については、合否に関わらず7月上旬までに本人宛に書面にて通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表しません。

9. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、毎年5月に成績証明書及び在学証明書を、11月に生活状況報告書及び在学証明書を代表理事宛に報告しなければならない。
- (2) 奨学生は、別途、報告書やレポート等の提出を求められた場合は、遅滞なく提出しなければならない。
- (3) 奨学生は、式典や懇親会等が開催される場合は、特別な事由を除き参加しなければならない。

以上